

第 22 回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成 21 年 5 月 14 日（木）13 時 00 分～15 時 00 分

場所：弁護士会館 16 階来賓室

出席者：（委員）

議長 片山善博（慶應義塾大学教授）
清原 慶子（三鷹市長）
中川英彦（前京都大学大学院教授）
松永真理（バンダイ社外取締役）
宮本一子（財団法人日本消費者協会理事、社団法人日本消費生活
アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問）
副議長 豊 秀一（日本新聞労働組合連合中央執行委員長）
吉永 みち子（作家）

（日弁連）

会長 宮崎 誠
副会長 田中 等、武井 康年、塚本 侃
事務総長 丸島 俊介
事務次長 伊東 卓、柳 志郎、椋嶋 裕之、相原 佳子
広報室室長 中田 貴
法曹養成対策室室長 井上 裕明

以上 敬称略

1. 開会

（伊東事務次長）

それでは、第 22 回日弁連市民会議を始めさせていただきます。よろしくお願いたします。本日より、新たな委員といたしまして、豊秀一さんにご出席いただいております。ご挨拶はまた後ほどお願いいたしますが、豊さんは朝日新聞社にお勤めになられておまして、現職は日本新聞労働組合連合中央執行委員長ということでいらっしゃいます。よろしくお願いたします。

それでは、まず日弁連側の出席者をご紹介しますと思います。相原次長から順番にお願いいたします。

（相原事務次長）

第一東京弁護士会に所属しております相原と申します。期は 43 期、約 20 年実務をやっ

ております。よろしくお願いいたします。

(伊東事務次長)

担当事務次長の伊東でございます。よろしくお願いいたします。

(田中副会長)

日弁連の副会長の田中等です。期は 28 期で第一東京弁護士会の会長を兼任しております。よろしくお願いいたします。

(丸島事務総長)

事務総長を務めております丸島俊介でございます。去年に引き続いて、1 年お世話になります。よろしくお願いいたします。

(宮崎会長)

会長をしております宮崎でございます。私が副会長のときから、市民会議の皆さま方にはいろいろお世話になっております。今年度 1 年、またよろしくお願いいたします。

(武井副会長)

副会長の武井でございます。広島から来ております。本日のテーマを担当しておりますので、後ほど説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(塚本副会長)

同じく日弁連副会長をしております塚本侃と申します。期は 33 期でございます。熊本から来ております。本日は、私も本日の議題の副担当をしておりますので、出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

(椋嶋事務次長)

事務次長の椋嶋と申します。東京弁護士会です。法科大学院問題等を担当しています。よろしくお願いいたします。

(井上法曹養成対策室室長)

法曹養成対策室室長を務めております井上裕明でございます。法曹養成に関連する話題の場合には、同席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

(中田広報室長)

広報室室長をしております中田と申します。第二東京弁護士会所属です。よろしくお願いいたします。

(伊東事務次長)

続きまして、本日の配付資料の説明をさせていただきます。配付資料といたしては、事前送付のものと、本日机上配付のものがございます。差し替え版の議事次第の下に目録がございますので、これに沿って、若干説明させていただきたいと思っております。

まず、事前配付からまいります。資料番号 92-5 は本年 1 月に日弁連から出しました「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」でございます。

それから資料 93 でございますが、こちらは、本年 4 月に日弁連から出しました「中教審大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策につい

て(報告)案」の骨子に対する意見書」です。少しタイトルが長いのですが、こういったものをお出ししております。資料 93-2 は中教審の大学分科会法科大学院特別委員会が提案しました「改善方策について報告」というものもので、4月17日付で出されております。資料番号 93-3 は、「法曹養成と法曹人口を考える国会議員の会」というのがございまして、そちらが4月17日付で出されました「法曹養成と法曹人口に関する緊急提言」というものです。こういった問題に対する国会の動きということで付けさせていただいています。それから、54ページ以下になりますが、こちらが旧司法試験の問題、新司法試験の問題ということで、載せさせていただいております。54ページの方が、平成20年度の旧司法試験の民法の論文式の問題でございます。55ページ以下が、平成20年度の新司法試験の民事系の問題文です。

それから、67ページ以下の資料 93-5。こちらは、『ロースクール研究』という雑誌に掲載されているもので、新61期の方、法科大学院1期生の方になりますが、この方が弁護士になられて、「法科大学院生活を振り返って」という題で、法科大学院のことを経験して書かれているものです。法科大学院教育の実際というもので見ていただくという趣旨でございます。

それから、資料 93-5。こちらは JFBA PRESS (ジャフバプレス) とありまして、これは『日弁連新聞』のコーナーとして設けられているものです。今年の3月の『日弁連新聞』でございます。「純粹未修の弁護士に聞く」となっておりまして、新61期、法学未修者の第1期生になりますが、こちらの会員お二方について取材をして書いた記事ということでご紹介させていただいております。

最後に無番号になりますが、2月の市民会議でご検討いただきました「法曹人口と法曹養成制度の問題についての要望書」の確定版です。前回の市民会議では「案」ということでご検討いただきましたが、こちらが確定版でございます。

そのあとに、「日弁連ニュース」とありますが、こちらはファクスで会員に配っているニュースでございます。こちらの下の方に、前回の市民会議において、「法曹人口と法曹養成制度についての要望書を作成」ということでご報告させていただいております。市民会議の中でありました議論の現況についても書かせていただいております。

引き続きまして、『日弁連新聞3月号』のトップ記事で、市民会議について触れさせていただいております。事前配付のものとして最後にありますが、前回の議事録でございます。

本日配付資料については、この差替えの議事次第の後ろに一覧がございます。資料 93-1 が、本日の議題2についてのレジュメです。「法科大学院をめぐる諸課題について」ということで、レジュメになっております。

そのあと、93-4-2 が、短答式の新・旧司法試験問題でございます。旧司法試験のものが、最初憲法として出ております。このあと、めくっていただきますと、新司法試験のものが、公法系科目ということで、短答式の試験問題が出ております。

それから、資料 93-7 は、新・旧司法試験を比較した表でございます。科目であるとか、時間であるとか、問題数等を比較しております。

資料 93-8 ですが、こちらは予備試験についてのポンチ絵でございます。日弁連の予備試験についての見解を示したものとなります。

それから、無番号でお配りしてあります 3 月 18 日付の日弁連の提言でございます、「当面の法曹人口のあり方に関する提言」というものを、最後に付けさせていただいております。前回の市民会議以降の 3 月の理事会でこの提言をまとめさせていただいております。ご報告ということで、この提言を付けさせていただいております。

資料としては以上でございます。

それでは、片山議長に、これからの進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 開会のあいさつ

(片山議長)

委員の皆さま、今日はお忙しいなか、ご出席いただきまして、ありがとうございます。なお高木委員とフット委員が、残念ながら所用でご欠席であります。

それでは、これから第 22 回の市民会議を開催したいと思います。最初に、宮崎日弁連会長からごあいさつをお願いします。

3. 宮崎誠日弁連会長あいさつ

(宮崎会長)

本日はお忙しいところ、お集まりいただき誠にありがとうございます。昨年度の市民会議は、何となく法曹人口に明け、法曹人口に暮れた、その中で法曹養成課程について質の観点からご議論をいただいたのではないかと考えております。その結果として、2 月に「法曹人口と法曹養成制度の問題についての要望書」という形でとりまとめをいただいたと考えております。

法曹人口と法曹養成制度の問題につきましては、いろいろ論点が多岐に渡ります。最近では、国会議員の中でも議連ができたりしまして、この問題は政治的な課題にもなってきていると感じてきております。もちろん我々も、現在の法曹人口の急増によって一部質に問題がある、このようなことは申し上げておりますが、どうも議連の中には、そもそも法科大学院制度自体が良くない、あるいは、そういう昔の一発司法試験制度に戻すべきではないかという、ややノスタルジー的なご意見も強硬に展開されています。あるいは、法科大学院の司法試験に通らなかった方については、他の関連士業の資格、あるいは試験科目の免除等については絶対反対すると。また、ほかの士業からの色々な声高なご主張が展開されているという、非常に複雑な様相を呈しているわけでございます。

しかしながら、特に法科大学院につきましては新しい制度でありまして、色々と論証・

検証をするということが出来なかったわけでありまして、卒業生も1期、2期と我々も迎え入れることができ、また、そういう方々の声もようやくお聞きすることが出来るような状況に徐々に慣れてまいりました。我々としても冷静に現実に新しい法曹養成制度というのはどういうものかを検証し、あるべき養成制度を提案出来ればと考えています。

本日は、法科大学院の現状はどうなっているのかということ提起させていただいた上で、ご議論、ご意見を賜ればと考えています。

また、今年は5月21日から裁判員裁判が始まります。今現に、重罪で逮捕、拘留されているものはほとんど裁判員裁判の対象であり、今そういう罪名で逮捕、拘留されている方々はほとんど裁判員裁判で起訴されるんだと、こういう状況にもなっております。裁判員裁判をめくりましても、色々制度が始まった直後には、様々な議論、あるいは様々な問題点がまた噴出して来るのだと思います。我々も、裁判員裁判につきましても、冷静にきちんと検証しながら、議論をしていただきたいと思っております。そのときには、また皆さま方との意見交換もさせていただければと、このように考えています。

本日は、法科大学院の課題でありますけれども、裁判員の問題につきましても、また意見交換をさせていただければと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

4. 豊秀一新委員あいさつ

(片山議長)

ありがとうございました。

それでは続きまして、今年の4月1日から市民会議委員に就任されました豊新委員に、ごあいさつをお願いしたいと思います。

(豊委員)

皆さん、こんにちは。新聞労連の委員長をしております豊と申します。もともとは朝日新聞の社会部で、司法や憲法の取材を続けてまいりました。新聞労連というのは、朝日や毎日新聞から持ち回りで委員長を出しているのですが、昨年の9月に就任しまして、来年の1月までの2年任期で務める予定です。

私と、この法曹界、司法との付き合いというのは、1995年の3月20日に起きた地下鉄サリン事件が発端になっています。その当時、社会部にいまして、「今日から検察庁を回れ」ということで、弁護士会館の裏の地裁の2階の司法記者クラブを拠点に取材が始まりました。それから、検察と地裁、高裁、最高裁、その間、日弁連の皆さんともお付き合いをさせていただいておりました。そして、1999年の7月、ちょうど10年前に司法制度改革審議会ができ、その立ち上がりから議論を傍聴してきました。当時は、10年前ですから、一体何がここで生まれるんだろうなということには予想だにせず、裁判員制度にしても、ロースクールにしても、こういう形になるというのは、取材が始まる頃には全く予想をしていませんでした。

その後、法律ができて、制度が始まって、最近はずばる取材の現場から外れていまし

た。今起きているのは、生みの苦しみなんだろうなと思ひながら見えています。裁判員制度についても、色々な批判もあるかと思うのですけれども、やっぱりあの制度は、我々のお任せ民主主義だったものを変えていく、民主主義そのものを変える、実は起爆剤というか、そういうものを持っているのではないかなと思います。そういう思いで、さまざまな問題があるかもしれないのですけれども、改善していければいいですし、まさにロースクールについてもそうですけれども、多様な人材がやはり法曹界に入って行って、豊かな法律家に支えられれば、きっと良い社会になるのではないかなということ、最近実感しております。

組合に入って、取材者ではなく、今まさに雇い止めや不当労働行為があった場合の当事者として、弁護士さんに接触する機会が本当に増えています。そういう中で、我々の話に本当に真摯に耳を傾け、働いている人の権利を守っていく活動の目の当たりにしています。人々の権利を守る為の司法の役割というのは本当に大きいんだなということ、取材記者ではなく、当事者になり、より実感しているところです。

ところで、前任の井手から突然電話が掛かってまいりまして、「後任が見付からないので、途方に暮れている」と。「何とか、やってくれないか」と言われました。朝日新聞つながりもあり、素人で、しばらく取材から離れていましたが、もう一回、こういう形で司法とつながりを持つのもいい機会だと思い引き受けました。もう一度勉強しながらやっていきたいなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

5．議事録署名人の決定

(片山議長)

ありがとうございました。

それでは、議事録署名人を決定したいと思います。順番で清原委員と豊委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(承認)

6．議事

(片山議長)

それでは、議題に入りたいと思います。お手元に配付されている議題のとおり、説明させていただきます。

議題 副議長選任の件について

(片山議長)

それでは、議題で副議長の選任の件をお諮りいたします。前回からの継続事項になります。市民会議規則5条では、議長1名と副議長若干名を委員の互選により選出するというふうになっておりまして、任期は1年で、再任を妨げないという規定であります。もし

立候補される方がおられませんようでしたら、事務局と相談した結果、豊秀一委員を推薦させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(片山議長)

ありがとうございます。それでは、豊委員、よろしく願いいたします。

議題 法科大学院をめぐる諸課題について

(片山議長)

次に、議題 「法科大学院をめぐる諸課題について」に移ります。まず、法科大学院センターを担当されております武井副会長から、本日配付してしておりますレジユメの(1)「法科大学院制度をめぐる近時の状況等について」のご報告をいただきたいと思っております。よろしく願います。

(武井副会長)

資料 93-1 のレジユメに従って説明させていただきたいと思っております。

皆さんご承知のとおり、法科大学院ができて5年が過ぎたところであります。先ほど会長の話にもありましたように、未修の学生、3年間コースの学生も弁護士になるということで、本当に始まったばかりの制度であります。そのような中で、法科大学院を出た我々の後輩が、どのようなパフォーマンスを弁護士として、あるいは裁判官、検察官として見せるのかということは、実際にはまだ目に見えてはいないのでありますけれども、法科大学院、あるいは修習の現場から、法科大学院への知識偏重であるとか、あるいは質の低下があるのではないかと。あるいは、一部デフォルメされた情報がひとり歩きをする。そういう中で忙しくなっているわけでありまして。

レジユメの(1)は「法科大学院制度等をめぐる近時の状況」というのが書いてあります。(2)は、「法科大学院の現状とその改善に向けて」とあります。この近時の状況と現状というのはどう違うのか、ちょっと私には良く分からないのですけれども、最近の話で言いますと、中教審が4月17日に改善方策というのを出しました。これは、17日に実際に出される1週間ほど前にパブリックコメントを求めましたが、このパブコメの求め方としては、非常に短期間であったわけです。資料 93-2 が中教審の改善方策でありますけれども、この中教審では、法科大学院教育の充実の為に、量と質の充実ということで、量が先に出てきたような概念というのが出ております。それも、6単位ほど増やしていいよといった改善案というのが出ております。これは1年次に配当するというふうなことで出ておまして、この辺のところは、法科大学院というのは3年で一応教育しましよというふうなことが理念ですから、したがって、3年間コースというものが原則であって、2年コースというのは例外だという理念の下に作られたはずですけれども、どうも2年コースを原則として、最初の1年間で2年コースの人に追いついてね、といった感じの発想というのが出てきているような改善方策です。

このような事は、我々としては非常に問題ではないかと。そこで、4月15日に日弁連がパブコメにおいて出した意見書というものが資料93です。

先ほど会長のお話にもありましたように、この間、自民党の一部委員の人たちが中心になって、特に予備試験、法科大学院を経ないで一発で試験を受けて合格をするという道、それを広げていこうという方向の提言を行っているという状況があります。光村議員を座長とする委員の会合ですけれども、これらの問題点については、後ほどまた趣向を変えて、予備試験についての日弁連の考え方を申し上げたいというふうには思います。

このような近時の状況がありますけれども、この1月16日に日弁連としては、資料92-5「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」を出しました。この中身というのは、かいつまんで申し上げますと、法科大学院の定員は、非常に沢山で6,000人、あるいはそれを超えるというふうな計画定員になっています。しかし、4,000人ぐらいが法科大学院の定員としては妥当なのではないか。教える側の人材等を考えても、そういうふうなことではないかということで提言をしております。

ただ、これについては、全国の適正配置ということを考えています。その上で定員削減というのを考えてくださいというようにしております。ただ、認証評価等においても、特に問題があるというふうな法科大学院等については、統廃合、あるいは廃止も含めて考えていただきたい。法科大学院についての我々は改善方策として、もちろん臨床科目の充実や質的評価、修了認定、これらについてはきちんと厳しくやってくださいねということも提言を言っております。

また、先ほどの資料説明の中でありましたように、短答式試験の問題や、あるいは論述試験の問題、新旧対照表が配付されておりますけれども、短答式試験についても、かたくなに難しい重箱の隅を突くような問題を作るのではなく、法曹として基本的な知識、これだけはちゃんと押さえられるというふうな問題にすべきということ。予備試験については、これは法科大学院の理念からいっても、例外的なところになるべきだ。司法修習については、修習前の実務導入教育を行いましょと。これは日弁連としても、新人弁護士に対してOJTやその他研修等で質を高めるように努力すると提言しております。

議長、今(2)の話をもうしてしまったのですが、最後まで言ってよろしいですか。

(片山議長)

いや、もう話しやすいほうでいいです。先ほどは(1)だけと言いましたけれども、かまいません。

(武井副会長)

それでは続けます。このような提言を行っておりますけれども、まだ新司法試験が何回も何回も行われたというわけではありません。ですので、試験の問題を作る方々も試行錯誤をしているのだと思います。私もこの4月に日弁連の副会長になる前の5年間は、広島大学で実務家教員として携わってきました。当時は、新司法試験にどんな問題が出るのかということについては、非常に興味を持って見ていたわけです。今までの試験と違い法科

大学院教育を前提にした、その集積の結果が試せるような試験になるんですよと。ある意味では、そうならねばならないという前提の下で、工夫は見られるものの、まだそこまでいっていないのではないかとこのふうなところが見られるように思います。

量的に言いますと、当然旧来の司法試験から見ますと、科目数も増え、試験時間も、昔われわれが受けていたころに比べると、長時間にわたって設定されています。なるべく法科大学院で学んだことを問えるような試験にしようということで、いろいろ時間の問題、あるいは問題にしても工夫はされておりますけれども、例えて言えば、最初の年の民事のように、いきなり要件事実論から出てきて、受験者がとまどったとかというようなこともありますけれども、これは試行錯誤の中で、あるべき姿に近づいていくのではないかと考えております。

この市民会議の要望書を読ませていただきました。その中で、法曹養成、司法試験のあり方等についての総合的な教育機関、現在は法曹養成については、法科大学院協会、文科省、法曹三者による五者協というものがおりますけれども、それに限らないもっと広い範囲で知恵を集めて、せつかく発足した法科大学院がよりよい形になるようなご提言をいただいております。そこで、日弁連としてもこれを受けて、鋭意そういう方向で努力したいというふうに考えているところです。

資料 93-8 をご覧ください。先ほど少し話をしました予備試験についてです。予備試験については、合格者数の拡大を求める意見、あるいは予備試験科目の簡素化を求める意見、皆に司法試験の受験を認める、こういうことが大切だという意見の下で、簡素化、拡大が求められている。これは先ほど出ました国会議員の議連等もこれを非常に強く言っておられた。もちろん職業選択の自由であるとか、経済的事情によって、確かにロースクールは現在お金が掛かるということで、行きたくても行けないという人もいるでしょう。そういう人たちが、法曹になる道がなくてもいいのか。そういうことは、確かに言われてみれば、うなずけることでありまして、いわゆる苦学生とか、そういう人のために道を残そうということは、それはそれで正しい認識というふうにも思います。

ただ、法科大学院というものが、今までのような一発試験ではなく、よりよい法曹を作るために、3年間という時間を掛けて、じっくり法律家を育てていこうといった理念から始まった。なので、この1回だけの試験で判断していいよという予備試験は、理念的には、基本的にそれと真っ向から反するというものであることは間違いのないわけでありまして。

日弁連としては、これまで法曹教育、法曹養成は、法科大学院を中核するというこれまでの閣議決定等のなかで、その法科大学院の理念というものを中心においた法曹養成を行っていきたい。それまで努力していく。その中で今いくつか言われておりますように、この例外としての予備試験を拡充していくという方向というのは、苦学生だけではなくて、場合によっては、法科大学院で5年のうちに3回受けたけれど、全部落ちてしまった人。あるいは、学部時代に法律の勉強をものすごくし、予備校にも通い優秀ですという人が、法科大学院に行くよりも、もう大学にいる間にこの予備試験を受けたほうが、時間的に効

率的だと考える人も出てくるやに考えられます。

そういうことからすると、先ほど申し上げたような経済的な弱者といえますか、経済的に難しいという人たちの為にということが、単なるお題目になってしまって、実際にはそういう人たちのためではない予備試験になってしまう。しかも、法曹教育の中心を法科大学院にするという理念からは離れてしまうということも起きてしまうのではないかと考えております。

したがって、この予備試験については、まだまだ色んな問題がありますけれども、根本的には、日弁連としては、これを拡大していく方向というのは、法科大学院を中核とする法曹養成制度の自殺行為になってくると考えています。

そういうようなことで、甚だ散漫な説明で申し訳ございませんが、なにぶん4月1日からこの役に就きまして、従前からの蓄積がないものですから、あとの足らずは、井上室長等にぜひ補充していただきたいと思います。後は質問に答えるということで、そういうことで終わらせていただきます。

(片山議長)

ありがとうございました。

法科大学院の現状等についてお話しいただきましたので、これをめぐって、委員の皆さんからご意見を伺えればと思います。

(清原委員)

三鷹市長の清原です。よろしく申し上げます。ちょっと公務の都合で、途中退席させていただくため、冒頭に質問をさせていただければと思います。

ただ今ご説明をいただきまして、いくつか質問がございます。一つは、この間、弁護士人口は増加してきたけれども、検察官、あるいは裁判官については、法科大学院の取組みがあったとしても、顕著な増加傾向は見られなかったということの指摘がされてきました。このことは、法科大学院のカリキュラムに課題があるのか。それとも、法科大学院と法曹界との関係性に課題があるのか。せっかく法曹人口が増加してきているといっても、法曹三者の中で、弁護士の方が増えるということは意味あることで、もちろん地域偏在の解決にも一定の効果があるというふうには承知しているのですけれども、検察官、裁判官志願者を増やしていく上で、どのような対応が求められているとお感じなのかということが1点です。

2点目に、このように法曹人口の増加に向けて、法科大学院の取組みがなされてきたけれども、法的需要が顕在化するということでもなくて、まだまだ法的需要の顕在化には課題があるというご指摘もあります。そこで、これはいわゆる扶助予算を拡大すれば、法的需要が顕在化されるのか。それとも、問題解決において司法の助けを借りることが当然であるというような機運が、社会にまだまだ不足しているのか。その辺について5年間の感触と言いましょか、そういう傾向についてどのように受け止めていらっしゃるのかをお教え下さい。

3点目に、実は、三鷹市でもこの間、法科大学院の学生さんをインターンシップの学生さんとして受け入れるケースがございました。やはり行政裁判というのも、それなりの需要があるということもありますし、そうであるならば、市役所の現場をぜひ学生に体験してほしいということで、短期間ではありますが、複数の大学の法科大学院の学生さんを受け入れました。それは私たちにとっても大変意義あり、政策法務という点でも、自治体では大変重要になってきていますので、学生さんがいらっしゃるということは刺激的なことでもありました。

こうした現場主義といったときに、司法関係者のところでのインターンシップなり、現場主義に加えて、自治体、あるいは国のほかの府省等、官庁等の現場というのも意義のあるものになってくるかもしれません。このあたりの可能性について、お考えがあればありがたいなと思っております。

そのときの学生さんから特に相談を受けたわけではないのですが、実は、三鷹市で働いていた職員が意を決して法科大学院を受験しまして、合格しまして、学んで、現在法曹界に進んでいるという例もございます。その方は、働いていたから授業料を払えたんだけれども、奨学金制度なども充実すればよいというようなことも考えられますので、奨学金制度のことなどについても課題があれば教えていただきたいと思います。

以上、縷々申し上げましたけれども、基本的には、弁護士人口だけが増加するのではなく、他の法曹界の人口も増加するには、どのような働き掛けが必要かということと、法的需要が顕在化していないという問題提起がございますが、それを克服するためにはどのような方向性があるかについて、教えていただければと思います。以上です。

(片山議長)

いかがでしょうか。

(武井副会長)

まず、任官者が増えていないということについてですが、裁判官・検察官は、若干は裁判員制度に向けた増員というものが行われました。ただ、これは裁判員制度を担うために若干必要ということで増やしましたけれども、それ以上の、いわゆる法社会に向けて、裁判官、検察官を特に増やしていこうという動きでは、私の理解では今のところないです。

増やしていかないのはなぜかということですが、これは結局予算の問題です。増やすだけの予算を取っていない。裁判官一人を増やすのに、事務官とか書記官とか、かなりの者を増やす必要があります。入れものも大きく入れ替えないといけない。弁護士を増やすのは、自宅での弁護処理ができ、特に書記官がいなくても、弁護士は一人でもやっていける。私の地元の広島あたりでは、携帯電話だけで、自転車に乗って、自転車だと1時間ぐらいかかる簡易裁判所まで、自分で訴状を持っていっているという若い弁護士もいます。このように弁護士を増やすのは、別に予算はかからないということだろうと。また後で、他の方からも違うことがあったら言ってもらいたいと思います。

次に、法的需要の顕在化ということですが、日弁連を挙げて一生懸命努力をして、就職

相談等色々なことをやっています。社会の意識の中で、昔から言われている訴訟沙汰などは、あまり肯定的な言葉ではないわけです。そういうことが、日本の社会の傾向としてあると思いますけれども、都市部からどんどんそれは変わってきています。あるいは、先ほど言われた行政のなかに弁護士資格を持つ者が入る。そういうようなところの需要の掘り起こしというのを、日弁連でも非常に一生懸命やっているところであります。政策法務については、弁護士が今後入っていくべき分野であろうということで、日弁連法務研究財団の研究のテーマとしても、各地でいろんな講師の方をお呼びして、中国地方では片山議長にお見えいただきましたが、そういう政策法務に向けて弁護士がどう役に立てるのか。私たちも、いろいろ勉強したりしているところであります。

最後の奨学金制度についてですが、弁護士会内でも、その地方独自のものもあります。先ほどからお話が出ていますように、法科大学院というのはお金が掛かる。先ほど申し上げた、予備試験を拡げるという話も、お金がないからという話なんですけれども、法科大学院の理念からいうと、その為に一発試験にするのではなく、法科大学院にお金のない人も入れるように、奨学金制度を拡充して充実させていこうと。各地の法科大学院でも独自に奨学金制度を作ったり、授業料は全部ただですよというところもある。授業だけではなくて、生活費まで面倒を見ますというところもある。そこまで言っているのかどうかよくわかりませんが、そういうようなこともあります。それだけではなくて、各地での金融機関などにも呼び掛けて出来た奨学金制度というものもございます。

(清原委員)

ありがとうございました。

(宮崎会長)

今、三鷹市の職員が辞めて法科大学院に行かれたというように、法科大学院制度になってから、本当に多種多様な方が法科大学院に入られています。だから、これは多様性に欠けるとかどうのこうのではなくて、今までの司法試験に比べると段違い、何十倍という確率で、様々な職歴の人がロースクールに行っているということは確かです。したがって、今度はその方たちを3年間で一人前に仕上げなければならないというロースクールの先生方のご負担も大変だろうと思います。また、理科系でとても才能のある人が、文科系で才能があるかという、必ずしもそうではないという、逆もあります。だけど、本当に多様な人が行っているというのは確かだろうと。ニーズの拡大という意味では、そういう方々に合った就職先を見付けて、活躍して欲しいなという思いでいっぱいです。けれども、まだ、そこまで我々の先輩が築きあげてきた職域が広がっていないので、これから少しずつ、私は広がっていくと思っています。悲観はしていなくて、これから広がっていくと思っています。

なぜかと言いますと、組織内弁護士の方が、ほんの少し前まで100人に満たなかったのが、今年は、組織内で勤務している弁護士が民間企業だけで300人を越えています。これはもう急角度で増えています。だけど、この人たちが今度は自分たちの後輩を迎え入れて、

「おまえ、来い」というようなところまではまだ至っていないので、ニーズという意味で、これからかなと思っています。

また、法科大学院の進路としても、今年为国家公務員試験に法科大学院生が500人受けました。去年は三百何十人だというんだけど、今年は500人受けたという形で、法科大学院生自体も、法律事務所に入るといふことではなしに多様なところへ行こうとしている。そういう意味では、まだ2年目、3年目の段階ですが、既にそういう効果が見えているなという思いでいるところです。

奨学金については、我々も色々悩ましくて、予備試験を進めておられる、昔、司法試験に通られた政治家の方々は優秀な方ですから、私は一発で通ったと。法科大学院は何年もかけて、金も掛かると。これではいけないのではないかと、こういう思いで、根本は善意だと思ふのです。だけれど、昔も予備校に行くのにお金がかかっていた。お金持ちはやっぱりお金持ちで、ずいぶん予備校の学費を使っておられたと思います。また、早稲田のように、今は3回で学部を卒業できるというようなシステムだとか、それとあと、一流の法科大学院でないところは、いわゆる司法試験合格者率を上げるために、授業料はもちろん優秀な学生は無料。場合によっては、生活費も持ちますというような形で、勧誘をしているというところもあります。これも少し、どういうところで落ち着くのか、様子を見たいなと思っています。

(桜嶋事務次長)

今の奨学金の点ですけれども、いろんな奨学金がありますが、基本となっているのは、いわゆる昔の日本育英会、現在の学生支援機構の奨学金です。今の説明の補足になりますが、問題は、授業料を非常に安くしてくれるとか、免除してくれるところはいいのですが、奨学金制度というのは、基本的には貸与だということです。そうすると、借りられても、試験に受からなかったら、返せないのではないかとということで、実際上は粹いっばいまで借りていないという学生のほうが、むしろ多いということです。

奨学金制度はかなり充実し、日弁連でもずいぶん制度創設期には頑張ったのですけれども、少なくとも貸与制奨学金に関しては、現在の司法試験の合格率というものが現状程度にとどまっているというところで、必ずしも本来期待したような形での利用のされ方はしていないという現実があります。

それから、もう一つ。私は昨年の10月1日に事務次長になる前の4年半、早稲田大学の法科大学院で教壇に立っておりまして、三鷹市にも、たしか早稲田からエクスターンの学生が何名かお世話になっていました。ところで、臨床法学教育学会という学会がございまして、今年4月の全体シンポジウムのなかで、狛江市の担当者がいらっやっていました。狛江市は、昨年度から中央大学の学生をインターンシップで採ったということで、そのご報告に見えていたのですけれども、狛江市では、地方自治体に弁護士資格を持っている人間を採用するということが、どのぐらいのメリットがあるかということの明確な意識の下、実験的な形で採って見たということでした。

その結果として、これは十分に使えるというふうに判断をしたということです。今年度は、司法試験合格者は採用しなかったけれども、司法試験に合格できなかったロースクール出身者で、40歳の社会人経験者を採用したという話がありました。

そういう意味で需要の顕在化というところでいうと、地方自治体が、そういう法曹有資格者を採用していただけるのかというのは、今後大きな論点になってくるのだらうと思います。

もう一つ、ご承知かもしれませんが、中央省庁では今年度から霞が関インターンシップという形で、法科大学院の学生を、人事院が全省庁に呼び掛けて、インターンシップに採ってくれというような制度を始めたということです。これも先ほどの学会の中で、人事院の担当者が来て、その報告をされておられました。

一部の中央省庁では、司法試験合格者を採用するという、任期付公務員以外で、司法試験に合格した人間を採用するということを始めてくれましたけれども、今回、霞が関インターンシップという形で全省庁に呼び掛けたところ、ほとんどの省庁がこれに応じて、ロースクール生のインターンシップを採りたいという申し出があったそうです。この夏からそういうことが始まるというふうに聞いておりますので、そういう点でいうと、自治体、それから中央省庁含めた公務員の分野に多くの法曹が出ていくということも、今後一つの大きな需要の分野になります。日弁連としても期待しているところであります。

(片山議長)

ありがとうございました。三鷹市はいかがでしょう。自治体にとって、法曹を内部化するというのは。

(清原委員)

実際、法曹に限らず、建築であれ、土木であれ、技術職とか専門職に対しては、私たちはかなり経験者枠ということで、年齢制限を取り払って募集をしています。ですから、そういうことで、ほかの自治体も、こういう時代になりますと、採用人数そのものが拡大することはないわけですが、もうすでに専門性を持っている方を、このロースクール出身者も含めて求めるということは、基礎的な動向としてあると思います。

(片山議長)

でも、なかなか現実に進みませんよね。

(清原委員)

そうですね。応募する方も、もう少し自治体に興味を持っていただければありがたいなとは思いますが。

(宮崎会長)

任期付公務員ではありますが、東京都が労働委員会で募集しましたら、1人の募集枠に8人応募したと。それで1人採ったということをしていました。だから、修習終了者の意識も、変わってきているのではないかと考えています。

(片山議長)

いかがでしょうか。

(中川委員)

この間、つい最近ですが、法テラスの寺井理事長とお話をしていましたら、コールセンターへの相談件数が相当少なかったんですね。当初 100 万件ぐらいの見込みでスタートしたのが、20 万件とか 25 万件ぐらいです。それから、だんだん知名度が上がってきたので、相当増えて 40 万件。この調子でいけば 5、60 万とか、もっと増えるかもしれない。

そこで、新しい問題として受け皿がない。弁護士さんが足りないという問題が出てきているという話なんですよ。具体的にどこでどういうふうに足りないのかということまでちょっとお話をしなかったのですが、スタッフ弁護士も少しまだ足りないのですかね。そういうこともあり、紹介する先としての受け皿、やっぱり過疎地の問題だと思いますが、紹介先としての弁護士さんが少ない、足りないということを知りました。

これは今日の問題とはちょっとずれますけれども、職域ということに関しては、やっぱりそういうニーズはあるのではないかと考えています。ただ、そこはご存じのようにコールセンターはブローカーですから、結局つなぐだけの話で、自分自身で処理できないわけですね。だから、そこら辺の法制度というか、制度が変われば、相当のニーズというか、そういうものもあるなと感じています。法律改正の問題はありますけれども、現実の一番草の根的なところのニーズが、ああいうところに来ているわけですから、それを何とかする方法というのはないのですかというような話もちょっとさせていただきました。これは職域の問題で、法科大学院とは関係がないと思いますけれども、間接的には法曹人口を増やすということと繋がるわけですから、ちょっとそういう感じを持ちました。

(宮崎会長)

法テラスとの関係で、コールセンターの件数が増えてきたというのは、とても立派なことだと思います。最初、人気ももう一つ上がらずに 20 万件ぐらいだったのが、どんどん今上がってきた。そういう色々なニーズ、あなたはこっちに行きなさい、あなたはこっちに行きなさいという道案内役的なコールセンターが、どの程度市民に受け入れられるのかなと思っていましたが、法テラスの努力でそれだけ件数が増えてきたというのは、とても嬉しく思っていますし、それを支えてきた日弁連としてもありがたく感じています。ただ、弁護士が足りないというところは、現場なのかということですよ。今コールセンターで受けたオペレーター、消費生活相談員の方もいらっしゃるんだけど、それではとても対応しきれないような複雑なものについては、弁護士が何人か、今コールセンターに張り付いています。簡単なことだったら、その場でお答えしようとか、あるいはもう少しいろいろ事情をお聞きして、本当はここみただけけど、事実はこっちだというようなご案内をしようとかという具合にしているのですが、そこが足りないのか。それとも、振り分けする先のところに足りないのか。といったことをちょっとお聞きしなければならぬなと思っているんです。

(中川委員)

詳しくはお話しなかったんですけども、後者という感じがします。特に地方での相談というのも結構あるわけです。そうすると、地方、過疎地での弁護士さんの数というのには限られていますから、そうたくさん一遍にご紹介もできないという事情もあります。それを重点的に言われているのかなと思いました。

(宮崎会長)

そうですね。過疎地は、今のところご承知のように、スタッフ弁護士の話が出ていましたけれども、スタッフ弁護士 100 人全国で散らばっているのです。50 人が養成中。だから、150 人がスタッフ弁護士の仕事をしています、また来年の分の面接を、現在していますけれども、ずいぶん人気が上がってきて、70 人ぐらいの募集枠がもうすぐに埋まるという状況になっています。スタッフ弁護士というシステムもだんだん定着してきたなと思っています。

そういう活動もありましたので、地方の偏在問題はかなり解消してきているのですが、まだまだ足りないんだと言われると、そうかもしれないなと思います。

(中川委員)

相談件数が急増していると、そういうことに対する不安もあるのではないかなと思いました。それから、やっぱり日本司法支援センターとして、若干の法律業務もやったほうがいいのではないかというご意見もあるように伺いました。

(宮崎会長)

そうですね。だから、そのためには、法テラスの業務を補充しようと思えば、やはり予算を付けてもらわないと。今こうやって、あっちへ行きなさい、こっちへ行きなさいといって、受けるところはそれを自分のところでやろうと思えば、コストがいるわけですね。それなりの予算と施設とスキルがいりますよね。

(中川委員)

弁護士会の協力というか。

(宮崎会長)

ええ、もちろん、それはそれで協力は当然するんですけども。

(丸島事務総長)

相談で実際に見えている方が、去年に比べて約 2 割増えています。また、弁護士が委任を受けて、扶助事件として受任している事件が約 16% 増加しているということで、かなり増えてきているのは間違いありません。コールセンターで一番多い電話は何かというと、離婚でも、クレサラでもなくて、職場の労働の問題等が非常に増えている。それで、さて、そういった相談がきたときに、その後どういうメカニズムで解決していくのかというと、例えば、新しく労働審判制度などができていて、紛争となっているものは、弁護士がついて、そういう手続を利用する。

もう一つは、その前の段階で、労働基準監督署などへ行って、行政指導をやってもらったら解決するという問題もある。コールセンターに来ている中身が、どううまく機能的に

行くべきところに行って解決されていくかという、そのシステムと、そこに公的な部分と弁護士がどうかかわるかという、その仕組みが、とても大きな問題としてクローズアップされているのかなと思います。さらに、それを裏付ける予算とか、そういう問題もあるのかなと思います。

(中川委員)

そう思いますね。

(片山議長)

いかがでしょうか。

(宮本委員)

1点、先ほど清原委員もおっしゃった司法に対する需要に関してなんですが、やはり私は昔から司法補助制度は日本では貧弱ではないかと思っています。ぜひ、この市民会議でも取り上げていただきたいと思っているのですが、これはやはり潜在的には民事訴訟なりをやりたいという人はいらっしゃるのです。それが、やっぱり裁判となると、費用が掛かる。低所得者層と、いわゆる高額所得者層は、それはちゃんとまかなえる制度があると思うのですが、中間層は、それができなくて一番困るのです。そういう人たちにも、司法補助が行き渡るように、やりやすいように、是非そういうことも大いに要求していただきたいと思います。

(宮崎会長)

低い層は生活保護があり、それから法テラスがカバーしていると。その次のいわゆる中間層ですが、アンケートを取ってみても、結局このアクセスが一番困難かなと、弁護士に頼むのももう一つだし、と言って、それぐらいだったら、もう仕事するわというような形の解決をしてしまっているのです。

一つは、我々は、ドイツでありますような権利保護保険、自分の訴訟ミスを保険でカバーするというような保険制度がないものかという具合に思っているのです。最近、不法行為についてはそういう保険商品が出てきています。交通事故保険の付帯商品として、何百円か払うと、不法行為、交通事故ではないけれど、上からものが落ちてきたとか、道路の欠陥で穴ぼこに落ちたとか、そういう偶発的な事故については弁護士費用が出るという保険があります。それはかなり普及していて、自動車保険に知らず知らずみんな入っていて、それで、小額の事件をそれを頼みにこられるという方が増えています。だから、これをもう少し増やしていけば、みんな知らず知らずのうちに、自動車保険に入るときに、今は300円ぐらいですが、1,000円ぐらい払えば、いろんな訴訟の弁護士費用をカバーしてくれるというような制度になっていくといいのになあと思っています。何か偶発事故ではないと、慣れ合的に訴訟を起こされるとかを恐れて、保険会社はそこにまだ踏み込んでいないのですが、少なくとも離婚だとか、これは偶発事故だと言えると思います。予想できない。

ただ、そういう形で少しずつ増やしていければ、弁護士へのアクセス、司法へのアクセスというのは増やしていけるのかなと思ったりしています。

(塚本副会長)

それから、確かに裁判について費用が掛かると皆さん思われていますけれども、何とか裁判所での裁判までいかなくて、紛争解決の時間も短く、簡単にということも、弁護士会のほうでは努めております。

そこで今、その方法として、各地の弁護士会で ADR という組織を立ち上げています。ここへご相談においでになれば、少なくとも普通の裁判に掛かる費用よりは、はるかに少ない費用で、また短い時間で解決する方法というのも、実際に今そういう団体を作りつつあります。これは、ここ何年かで、ほぼ各地の弁護士会ですべて作り上げると思っております。

(片山議長)

今の ADR ですけれども、具体的に、例えばどんなものがあるんですか。司法制度改革の中にうたっていますけれども、具体的にあまり出てきていないと思ったんですけれど。

(塚本副会長)

医療事故について立ち上げたところがあります。

(片山議長)

それは弁護士会のほうで立ち上げるんですか。

(塚本副会長)

ADR の中には、弁護士会が立ち上げるものもございます。民間団体が作るものもございます。ただ、その場合、民間団体だけでやるというふうになりますと、問題があるということで、必ず弁護士の指導を受けてやるようにという規制がされております。

私の記憶のなかで一番残っているのは、医療過誤についてそれを立ち上げたところがいくつかあるというのは記憶に残っております。

(宮崎会長)

昔から業界団体が仲介的なものをするというのはありました。クレサラ業界でも、自分たちの紛争処理解決で、弁護士が関与してクレサラ問題を解決するとか。医療過誤もあるんですが、良いところは非常に簡便なだけけれど、ただ原因究明ができません。医療過誤で、本当に自分は医療過誤があったのかどうかということを究明してほしいと。その上で、損害賠償をして欲しいという方にはちょっと向かない。お互いが両方とも過失がある、確かに私の落ち度ですというときに、それなら簡単に損害賠償額だけいくらにしようかというときには、ADR は効果があるのかもしれませんが。あるいは、究明、究明というと、お医者さんが逃げ腰になってしまうので、そこはちょっと少し置いておいて、被害者救済のところだけやろうじゃないかという ADR を今やろうとしています、うまくいくのかどうか。被害者の心情的なものを考えるとどうなのかというのはよく分かりませんが、また労働局がやっていますよね。

この ADR で多くは解決しているのですが、どちらかが納得しないと、どうしても裁判という形になっていくわけです。だけど、そういうのも、労働関係の ADR は何十万件に

なっていると思います。これが一番今機能しているADRかもしれません。

(中川委員)

今会長が言われたのは労働審判のADRですか。

(宮崎会長)

労働局がやっているADRです。弁護士や学識経験者が審判、いわゆるADRの判定者になって、労使双方の申し立てによって解決案を示してというようなADR。そこで不満な人は労働審判に行くということになる。

(中川委員)

私も、ADRを日本はもっと進歩させたほうがいいと、昔から思っています。日本人の心情に割合合うんですね。

ただ、法律をこの間作ったんですけれども、踏み込まなかったでしょう。時効の中断というところに重点を置いてしまっただけで、国が後押しをしようというところまではいかなかったものですから、今おっしゃるように、ばらばらになっているんですがね。もう少し日弁連は日弁連としてのADR機関を。これは分野を特定せずに、民事の紛争であれば何でも、といったADR機関を全国的に展開できれば、裁判に行かずに、もっと迅速、安易に、簡潔に解決できる一つの手段になるのではないかというふうに思ったんですがね。そこで活躍する弁護士さんも増えるのではないかと。

(武井副会長)

法科大学院のことについて何かありますでしょうか。

(豊副議長)

予備試験のことでいいですか。予備試験は、まさにプロセスとしての教育という理念に基づいている法科大学院の理念とは、真っ向から衝突すると思うんですね。一方で、これだけ教育格差問題、貧困問題が出ているなかで、学費を理由に通えない人たちがいて、やっぱりそういう制度があったほうがいいじゃないかと言われれば、一般人には受け入れやすいと思うんです。そのときに、どうやって日弁連として対抗して説得力のある説明をされていかれるのかと。

今、例えば日弁連のご提言で、当面法科大学院の定員は4,000人です。従来の司法制度改革審議会の3,000人の合格者からすると、単純に計算すると、75%が受かることになります。そういう安心感があるので、奨学金も充実し、そういう環境が整えられれば、どうぞ来てください、そこでいい教育をして、安心して法曹として送り出しますよということが言えると思うんです。

ところが、現在の日弁連の提案では、合格者3,000人について、当面は数値目標にこだわることはないということですね。そうすると合格者が大体2,000人で、定員の4,000人に対して合格率は5割になります。5割をどう評価するかになりますが、かなりリスクは高いかなというふうには思っています。そういう中で、日弁連として予備試験という形で、国会議員から出ている提案に対して、「そうじゃないんだよ」と積極的に反論する必要があ

ります。そこで、現在の定員及び合格者の問題ということはどう考えるのかというのが改めて問われるのかなと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

(武井副会長)

当面ということであって、今の2,000人程度をずっと維持しなさいというのが日弁連の立場ではないということです。ただ、おっしゃる通りの状況が起きてきていると思うんです。当初、法科大学院に入ろうと思ってそのために適正試験を受けるという人が、2万8,000から3万くらいいたのが、今年に入って1万くらいになったとかということから、司法試験離れとか、法曹離れというのが若い人たちの間で起きている。これは、今言われたとおり、リスクを冒して、しかも、そのリスクが高いということもあるかと考えています。

今言われるとおり、そういうリスクを抱えたままで、ロースクールに優秀な人材が集まらないという状況を、いかにしてこれを乗り越えていくのか。予備試験がけしからん、けしからんよと言うだけでは、これは乗り越えられない。正しいやり方ではないと思います。

したがって、最初に申し上げるべきだったのかもわかりませんが、ロースクールを出た人たちというのは、われわれが実際に見聞きしても、非常にロースクール教育の成果で、ディスカッション能力がすごく高い。感想の中でも、ディスカッション能力を身に付けることができたといったものもありました。優秀な学生がロースクールを出たら、こんなふうに補足をして能力が非常に高くなり、パフォーマンスも高くなり、人のために役立ちますよというふうな教育。これをロースクールでできるということが大前提と思っています。

ですから、今たちまち特効薬のようなものも、これはこれで考えなくてははいけませんけれども、基本的には、ロースクールでの教育自体によって、本当に優秀な人材を作り出してくということが、長い目で見た場合の解決策になるのではないかと考えています。日弁連がそういう方向で取りまとめているわけではありませんが、おそらく法科大学院に關与している人たちの共通の認識という気がします。

(宮崎会長)

韓国は、ご承知のとおり、法科大学院を作ったところは、法学部を廃止しています。認めなかった。それはなぜかということ、法律専門教育は法科大学院でやるんだと、こういう仕切りをしたのです。ところが、そういうところでも、やはり予備試験は例外的に認めよう。こういう制度があります。最近、その予備試験制度の骨格を決めたいのですけれど、そこには、法科大学院生在学中、あるいは法科大学院を出た者は予備試験を受けることができないという、非常にドラスティックなものです。本筋は法科大学院と決めておいて、そして、本当に通えないとか、そういう方だけに、そういう予備試験コースを設けているという制度を立ち上げようとしているようです。

我々も、本当に貧しい方が、法科大学院へ行く余裕も、奨学金を受けるかどうかという問題もあり、そういう人たちのために、制度を一部残すというのは、それはそれで制度設

計としてはあり得るかなと思っています。けれども、今のように枠を広げると、どういうことが起きるかという、結局、われわれは若いうちに、5年のうちに3回受験しましょうと。それで、できなかった人はもうちょっと芽がないというので、別の進路に行ってくださいねという冷たい制度設計なんですけれども、そうすると、3回滑った人は、枠が広げれば、またみんなこの予備試験を受験しに来ますよね。絶対予備試験は、ある程度の人数が通ると思うんです。司法試験を3回も受けている方は、予備試験で通る。そうすると、そういう方々が多数を占めるような予備試験の制度設計にしかないのではないかなとは思っていますね。

それから、またもう一つそこで、いわゆる予備試験のための予備校という、順繰り順繰りで、またそういうことが始まるだけではないのかなというような危惧を持っています。そして、それがまた跳ね返って法科大学院の教育をさらに受験科目だけ勉強するという方向に拍車をかけないのかなと危惧をしています。

(吉永委員)

すごく初歩的なつまらない質問かもしれませんが、合格をした人の話題とかはずいぶん出ています。いろんな視点を持って、いろんな経験を持った人が法曹界に入ってくるというのは、プラスの面だと思うんです。

しかし、例えば、そこに入って不合格だった人というのは、どのようになっているのかと。今後、この人たちが、例えば行くところがないと、また予備試験でもう一回挑戦という。これはあきらめきれないとずっとなるんですよね。でも、ある程度志を持って、それこそ今までのキャリアを別のほうで生かそうと思って、思い切ってそこを辞めてきた人間が、その先何もなくなってしまって、まして奨学金なんかを借りて、仕事もなくなったりとか、前より同じ質のものが保てないとなると、これから返済することもかなわなくなってしまう。

そういう人たちへの道が何かあれば、安心して、またいろんな人が受ける。チャレンジをして、そのなかにすごい才能を発揮する人が出てきて、それが法曹界に流入してくることによって活性化してくるという、そういういい流れができる。その流れができないと、やっぱり救済しなければいけないかなということで試験をやるとか、またそれに伴う予備校を作っていくような、そういう何か水が漏れるような流れになっていってしまう。ここら辺のフォローというか、ここら辺の調査というか、その人たちが不幸になってしまうようなものなのかどうか。その落ちた人のことが、あまりよく私はわからないんですけども。

(宮崎会長)

これは、個々に法科大学院の先生の方々もいらっしゃいますので、ヒヤリングをしてもらったらいいかと思いますが、私が聞いている限りでは、法科大学院というのは法学部よりはるかによく勉強する。みんな必死になって勉強をしているという定評が、皆さん、だいたいできてきています。いわゆる専門職大学院が、日本でどう根付くかというのはチャレ

ンジ中だと思っんですが。

法科大学院生のレベルの上下はあるとしても、とにかくみんな必死になって勉強しているという評価があるものだから、そこを出た人は、学部を出ただけではとても入れなかったような一流企業に、法科大学院を出たばかりに採用してもらえたという方の声は、私の事務所の同僚などで法科大学院で教えている者からは聞きます。

いい話ばかりではないと思いますので、どうぞ。

(武井副会長)

今、ご懸念のようなことというのは、ロースクールができ、定員これだけです、合格者は当面千何百人ですという話のときから、合格できない多数の人はどうなるのという議論はありました。各法科大学院、私がいた広島のロースクールなんかでは、はなからそういう不合格の人についての就職斡旋というようなことを、ロースクールとして真剣に最初から考えなければいけないのではないかという議論をしていたのです。しかし、最初からそんなことを考えるのは、自分のところが多数落ちこぼれを出すかもしれないし、敗北主義に繋がるというような雰囲気、大っぴらな議論ができないという部分もあったことは間違いありません。

だけど、途中で学生さんを見ていると、会長が言われたように、司法試験を受けるよりも企業に入るとい、企業に内定が決まっていますというふうな方も、ちらほらいることはいます。だけど、雰囲気的には、司法試験に行かないというのは、どちらかという敗残兵のような感じのイメージがある。

今の試験に合格しない、あるいは出ただけで、何らかの資格のようなものを与えるというような方法はどうかと、いろいろなことが考えられていますけれども、未だに実現しているものはありません。

(宮崎会長)

隣接土業の方々は当然そういう話になると思うので、大反対と、今から大合唱されています。法科大学院の卒業生に特別資格を与えるという。

(椋嶋事務次長)

新司法試験を3回受験して合格できなかったという人が、層として出てきたのは去年がはじめてなんですね。172名出てきました。なので、今からこの問題は大きな問題になると思います。全国的な状況は把握できていません。日弁連も、法科大学院協会も、要するに受かるところのほうが精一杯で、受からなかった人のフォローというのは、ずっと言われていながらも、効果的な取り組みがなされてきていないのが実情だと思います。

ただ、今あったように、いわゆる3回受験して受験資格がなくなった人だけじゃなくて、どうも自分は受かりそうもないというような方が、そもそも途中で受験をやめて、就職活動をするということがあろうです。そのときに、法科大学院で頑張ってきたということが、一定プラス評価されるというようなことというのは例外的ではなくて、ある程度あるようには思います。ただ、今年は、おそらく去年よりもはるかに多い人が3回不合格者と

して出てくることになると思うので、そのときには、多分今のような楽観的な情報よりは、ずっと悲観的ないろんな声が出てくるだろうというふうに思います。対応が遅れているのが実態だと思います。

(松永委員)

今日、三鷹市のインターンシップのお話を聞きましたけれども、私は企業にいますが、その話はあまり知らなかったもので、そういうインターンシップもあるんだと感じました。資料を見ていましたら、期間が2週間とか出ていましたけれども、ちょっと2週間では、学生が見るレベルなので、もう少しそこを長くして、企業にも、もっとそういうアピールをしたら良いと思います。また、必ずしも受からなくても、そういう道もあるということがもっと知れ渡れるのではないかと思います。

(中川委員)

明治大学が中心になって、ジュリナビと言いましたか。ナビゲーションをやるネットができてきて、そこへ企業、つまり求人を登録する制度になっているのです。お互いにマッチングさせようと。これは、現在、法科大学院にいる学生、それから卒業生、そういう人たちが登録をして、お互いにマッチングさせようと。だから、そういうところへ求人をつかいていくかというのが問題だと思うのです。例えば日弁連には、事務局があるわけですから、そういうところへ求人をつかいていくかというふうになれば、少しずつ増えていくのではないのでしょうか。さっき言われたように、まだ3回不合格者の人数が少ないから、法務省や文科省もそうですけれども、社会問題になっていないという言葉一言で、もうぼんとそのことを検討していないのです。もうけしからんと思うんですけれども、いずれ大きな問題になってきますから、やっぱりそういうマッチングシステムをもっと発展させるということが一番大切なのではないかと思います。

(椋嶋事務次長)

人事院や企業で人事を担当されている人は、法科大学院生のインターンを受け入れて、非常に有益だと言っておられました。法曹資格を得ているか、得ていないかにかかわらず、一定のメリットはあるだろうと思います。

(井上法曹養成対策室室長)

ジュリナビについてご紹介すると、登録している学生が、今法科大学院1学年に5,800人いますので、2年生から登録している人も多数だと思います。それに対して、企業側の提供している情報は時期によりますが、現在は10件以下なのです。そういう状況で、いろんな努力をしているけれども、なかなかまだそれが大きなルートにはなっていない。

今回、法科大学院というテーマで、事務方として多少準備をさせていただいたのは、2月5日の市民会議の要望書の中で、法科大学院の教育内容を良くする、それから定員を4,000名ぐらいに減らすということの日弁連は考えているけれども、それだけでは不十分だというご指摘がありました。そこで、あるべき法曹増を考えていくという、こういうことに対応するようなことを多少準備はしていたつもりではあるのですが、やはり法科大学

院の定員が多いままですと、今のように法律家になれない人がたくさん出てしまう。それは、本来厳格な成績評価をして、入学も厳しくするのでしょうかけれども、卒業するのは非常に難しいんだというような制度で、そういう難しいものを卒業した人は、仮に司法試験に受からなかったとしても、社会でいろいろなことで活躍できると。そういう考え方で法科大学院が作られていたはずなのですが、必ずしも教育内容で徹底できていないところがある。進級の評価、成績の評価、授業の評価でちょっと厳しくないのではないかという評価がなされている。そのあたり、教育内容のあたりも厳しくしていくことで、法科大学院に対する評価がよくなっていく。そうすると、社会的にも受け入れられていく。そういうところには繋がりがあるのかなと。文科省の改善しようとしている方向性、日弁連が改善をしている方向性が、多少違う部分もあるのですが、そういう教育の中身を良くする、定員も減らす、それで人も集めやすくするという方向自体は、今の問題意識とつながる部分があるのかとは思っています。

(中川委員)

ざっくりばらんな話をしますと、私も二つぐらいの法科大学院を経験したのですが、最初に赴任していた法科大学院はいいのですが、今やっているところは、どうやって合格させるか大変苦労するわけです。言葉は悪いけれど、要すればレベルが低いわけです。だけれども、その人を合格させないと大学経営というものが成り立たないということもよく分かるわけです。そういう矛盾がある。だから、そういう人を全部それでは不合格になれば、これはどういうことになるんですかね。それで飯を食っている先生がいっぱいいるわけですから、自分で自分の首を絞めることになる。これはもうざっくりばらんな話、そうです。大学もそれでは困る。だから、一定比率で不合格者を出してもらってもいいけれども、一定比率は必ず合格させてくださいと。こういうことになるわけですね。それが現実です。ずっと並べてみれば、そういうことになるわけで、イリュージョンとしては、すべてが平等の教育をやっていることにはなりますが、そういうことにはなっていないです。

(宮崎会長)

そういう格差を、とても批判されているということですよ。

(中川委員)

そう。それをどういうふうには是正すべきかと。全部下のほうを足切り。あの適正試験の足切り論というのは、そこから来ているんだと思うんです。

(宮崎会長)

やっぱりひどいところは退場してほしいというのは、日弁連としては率直なところですよ。法科大学院のレベルと上げないと、始まらないと。

(宮本委員)

私が聞いた範囲では、法学部を出て家庭に入って子育てをしている。そういう 40 代の人何人か法科大学院へ行ったんですけども、受からなくて、結局卒業もできなくて、あるいは受からなくて、今は親に借りた費用、学費とか、そんなのを返済するために病院

の受付で働いていたり、パートで働いている主婦を何人が知っているのです。

だから、今おっしゃったように、入学のときに、やっぱり駄目な人は駄目とやっていたかしないと、希望を持たせるわけですよ。親も、弁護士になれるから、お金はそのときに返却してもらえばいいと期待するわけです。それで頑張ってもなれなかったときの悲劇というのはとても大きい。今意見が出たように、ちゃんと厳しく、入学のときに駄目なら駄目と、はっきりやっていた方が、みんなに幻想を与えないで良いのではないかと思います。親にも、本人にも、家族にも。という気がします。

(宮崎会長)

私も、合格者をずっと出していないとか、ほとんど出していないという法科大学院は、消費者被害を作っているところだと、もうそれは詐欺商法だと、率直に思っています。それは明らかに分かるんですものね。ずっと合格者を出していないわけですから。

(中川委員)

ですけど、そこで一つ考えなければいけないことは、そういう学生も必死で勉強しているんです。それで、ある程度の水準まではきているんです。ただ、合格ができないと。だから、その学部で卒業した連中に比べると、それははるかにレベルは高い。これを法曹として世に出すか、出さないかという問題なんです。だから、そこを私たちが提言した法曹像というものを、従来型の裁判弁護士に特定するか、もうちょっとグレードダウンして、本当に国民の生活上のお医者さん、相談役、そこまで落とせば、この人たちは合格させてもいいと。こういう議論になるわけです。どこに水準を置くかということなんです。日本では、ここの議論がまだできていないのです。だから、混乱するんですね。

(宮崎会長)

それと、自民党の議連などに言わせると、そうやってレベルを落とすんだったら、法科大学院はいらないんじゃないかという議論をされているわけなんです。

(中川委員)

僕はこの議連の話はめちゃくちゃだと思います。これはもう何を言っているかわからない。もっとまじめな議論をすべきだと。

それから、教育の内容も問題だと思います。というのは、現実を言えば、実務を教えらる先生は、大学の中にはあまりはません。今まで研究者学者だった人ばかりでしょう。その人たちが2割教育とかいって、せいぜい3割ぐらいのエネルギーを教育につぎ込んで、あとは研究をされていたわけですから、その人がいきなり実務教育なんて、それは無理です。また、外から来られる実務の先生も、理論の面は弱いですから、本当に実務だけ。そうすると、ちょうど融合させる部分がないんです。これはやっぱりもう少し研究が必要だと思っんです。そういう教材とか、授業の方法とか。

(宮崎会長)

だから、率直な議論を言えば、学校の数を減らさないと、いい教員がそんなにたくさんいるはずがないと。そんな七十何校に優秀な実務家が行けるはずがないというのは、直観

的にあるわけなんです。だから、これは数を落とさなければ駄目だと。

それから、学者の方々もいままで2割教育で、ほとんど8割は研究をやる。2割は学生で、おざなりな教育をしていたと。法科大学院で、今度は全面的に教育をするというシステムになって、だから、そういう意味では、教育内容は非常によくなったんですね。

ただ、少し角度は違うのですが、問題は、各大学の先生方に聞くと、今度は、このシステムでは研究者が育たないと。例えば、みんな法科大学院で研究者も一生懸命教育をやる。そうすると、今度は学者になりたいという学生は、一体どこで教えるのかと。みんな法科大学院に行って、高い授業料を払って、研修所に行って弁護士資格なり、法曹資格を取って、さらにそれから大学に戻って、3年間、学位論文を書くためにやるかという、そういう人をとても発掘できない。これは教育の危機だと、研究機関としての危機だとおっしゃるのです。これは、日弁連としては別段どうのこうのはないんだけど、だけど、それでレベルが落ちてしまうと、本当の意味での学者の質が落ちてしまうという困った問題だなと。法科大学院の先生方と学者との議論をすると、私どもの大学等々で、今年も若手研究者は誰もいなかった、誰も来てくれなかった。これで3年間、誰も来ていないとかという話を聞くと危機感は覚えます。

(丸島事務総長)

中川委員がおっしゃったことは、私は一番大きな問題だと実は思っています。やっぱり法科大学院の立ち上げるときにそのことが結構議論になって、何千名という学生を教育するのはいいんだけど、教える人がいるのかというのは当時から議論があった。もともと法科大学院に必ずしも積極的ではなかった法学部の先生たちも、法科大学院できるとなったら、皆さん法科大学院に協力的になっていただけたけれども、理論と実務を架橋した少人数、双方間の教育を目指すというのは、もちろん、昔ながらの講義ノートで教えるというのとは、ちょっと違うのではないのかなと。だから、抜本的には、別にアメリカの真似をすればいいというわけではないけれど、アメリカですら、それなりの歴史を経て理論と実務を結び付けた教育実践というのを、専門職教育でやってきたわけだから、日本で教える人も、一定期間向こうでそういう教育実践を身に付けて、帰ってきて教えてもらおうよという提案もされたりしたのですけれど、そこは追々にということで、今日までできてしまっています。

(中川委員)

やっぱり学会の古さみたいなのがあります。結局、論文で生きているんですね。だから、実務をあまり学ぼうとしない。そういう体質があるでしょう。

ところが、科目開発という、ゴルフでも、ティーチングプレーヤーというのがあるでしょう。ああいう教授がいてもおかしくないと思うのです。そういう人たちを作ると一つ一つの考え方もあるんだけど、とにかくお互いに実務家と学者とが反駁し合っている。そういう構図ですから。

(宮崎会長)

ですが、法科大学院を見に行くと、本当に皆さん一生懸命されていますよね。とにかくいい教育内容で、学生に3年間でともかく弁護士として巣立ちうるようというところで、模擬法廷を作ったり、コンピューターシステムで教育内容を高めるとか、そういう努力をされている。何年か経てば、この法科大学院のシステムというのは、日本の地でも先覚者の方が出てきて、教育で根付くんだらうなという思いはしてきているんです。

(中川委員)

問題提起を常にしていかなないと、意識的にそういうことが起りにくいんですよね。自然に、徐々にはなっていくのしょうけれど、それではやっぱり生徒がかわいそうです。僕はいつもそう思うんです。真ん中、挟間に落ちている人たちがうろろしているというのは、おかしいと思うんですけどね。

(松永委員)

どうしても理想と現実のギャップがありますから、それをもうちょっとクリアにして、議論を徹底的にやった方がいいですね。

(片山議長)

さっき、法科大学院では、教育のほうにかなり比重がシフトして、研究者養成ができないというご意見がありましたが、私なんかが見ていると、そうはいつでも、でもやっぱり法科大学院で教えている人も研究が好きですから、むしろバランスが取れるのではないかと思うのです。それに、そんなに教育ばかりに専念しているわけではないような気がするのです。やっぱり研究者魂というか、持って生まれたものがありますから。

(宮崎会長)

今、研究者で教えておられる方はそうなんですよね。ところが、若い人が、新人の人たちがいない、入ってこないというわけです。

(片山議長)

そうですね。研究者志望がもともと少ない。

(宮崎会長)

研究者志望をどうやって養成するのかというのは、この制度の中で抜け落ちてしまっている。

(片山議長)

これは大学によって違うんだと思います。例えば私のいる大学なんかは、もちろん法学部があって、さらに大学院法学研究科というのがありますが、そこで、研究者養成をしているわけです。だから、従来と同じ研究者養成をしているわけです。それがいいのかどうか、別にして。見てみますと、やっぱり従来の学者養成というのは研究者養成ですから、教え方についてはほとんどトレーニングしていないんですね。だから、むしろ私なんかは、法科大学院で教育を重視しながら、そこで両方を兼ね合わせたような研究者兼学者が育ってくれば良いなという気がするんですけどもね。

(宮崎会長)

法科大学院卒業生は、教え方、ティーチングとかそういうものを教わり、実務の教育も教わり、研修所を出て、学者に戻るために、また元の法学部のそこへ戻らなければだめなんです。そこで、論文を書くという技術を得なければならない。そのための何年間かの学費とか、生活費とか、そういうものがとても出せないという状況になってくる。

(片山議長)

これと似たようなことで、医者養成で自治医科大学というのがあるのです。これは、専門医を育てるというよりは、むしろ地域医療ですから、よろずやの医者进行育てるという目的で、かなり優秀な人が入るのです。ところが、自治医科大学の存立があるものから、その教授とかの研究者養成がいるわけです。それはどうしているかという、一応卒業させるんですけど、すぐに回収するのです。外に出すんですけどね。外へ出して、本当はかなり長期間、僻地で医療をしなければならぬんですけど、それをさせないで取り上げてしまう。優秀な者に目を付けておいて、それで自治医科大学のスタッフにしてしまうのです。これは極めて優秀なんですよ。

ところが、お金を付けて送り出した地域から見たら、ものすごい損失なんですけれども、そういうことをやって両立させたりしています。

(宮崎会長)

そうですね。しかし、そういう人はお医者さんになっているから、採用するというか、給料を払えるわけですよ。ところが、法学部のそういう研究者というのは、実は学生扱いなものですから。法科大学院を出て、弁護士資格を持っている人を無給で3年間そういった勉強をなささいというのはなかなか難しい。大学でずっと準教授とか助手とかいう、昔のシステムみたいに採用する制度があればいいんだけど、それが今崩壊してしまっているものだから。

(片山議長)

だから、そういう仕組みを考えなければいけませんね。

あと、先ほどインターンシップの話が出まして、最近のことを言いますと、政治家がインターンシップの門戸をかなり開いてきています、それで、従来国会議員の秘書というのは、わざわざ政策秘書というのを作ったんですけど、ところが、ほとんどが地元選挙対策用に働いているのが実態なんです。

ところが、そうではなくて、立法とか政策法務とか、そういう分野でスタッフを揃えた方がいいという開明的な国会議員が増えまして、結構学生に対して呼び掛けているのです。学生もそれに応じるようなNPOができたりしまして、マッチングが行われているんですけど、そういうところに、法科大学院の皆さんが行かされると、失業対策ではないですけど、合格しなかったときの一つの受皿みたいになるのではないかと思います。

中川先生が言われたように、法学部だけを出た人よりは、よっぽどきちんと勉強をしていますから、そういう人は、政策法務、立法という面で活躍されると思います。これは、これからずいぶん広がると思います。結構若手の国会議員を中心に増えているんですよ。

現在は3人の公設秘書がいますから、一人ぐらいはちゃんとしたそういう片腕になるような人を置こうねということでしょうか。私のゼミの学生なんかも、結構インターンシップをやっていまして、肯定的に評価しているのです。

それからあとは、地方議会というのがありますが、議会事務局というのがお粗末なんですよ。本来は立法機関ですけど、日本の議会はほとんど立法しない議会ですから。そのスタッフというのは結構人数はいるのですけれども、ほとんどが、そういう意味での政策法務的なスタッフ、サポート体制ではないのです。何をやっているかという、口利きのお手伝いをするとか、調査旅行と称する観光旅行の設営をするとか、そのための取って付けたようなアポ先のアポ取りをするとか、ちょっとやや皮肉で言えば、そういうことをやっているのです。

そうではなくて、本当に地方議会レベルでも、立法政策というのを考えなければいけないですから、そういうときに、法的な知識やリーガルリテラシー、そういうものを持った人がちゃんと議会事務局に入り込むというのは必要なことだと思うのです。

先ほど清原委員に私も質問したのは、市長部局とか、知事部局とか、そういう執行機関のほうに入れるというのは、一つの大きなテーマだと思うのです。そこで、法曹の内部化を図る。ただ、それもありますが、むしろもう一つの、立法機関のほうに入り込むということのほうが、法科大学院を出た人にはむしろ向いているのではないかという気がするのです。だから、そういうことも視野に入れられたらどうかと思います。

(宮崎会長)

そうですね。任期付公務員でいろいろなところに行きたいという若手はいますので、議員の政策秘書だとか、議会の立法担当部局だとか、そういうのは皆さん、興味を持つところなんですね。むしろ、今日はいろいろ教えていただいた。

(中川委員)

法科大学院の学生の不安は、そこにあるんですよ。不合格のときに、自分の人生はどうなるのだろうか。だから、それが、今片山議長が言われるように、さまざまな可能性がりますよと。そういうところはニーズがあって、求人となりうるよということがわかれば、結構安心して勉強ができるのではないかと思うんです。これは非常に大切なことだと、私は思います。

だから、結局求人側も、相当のレベルの人が生まれているはずだということを認識しなければいけないのです。そんなダントツではなくたって、だけど、そのニーズを満たせるぐらいの人が卒業してくるということを、一方では認識する。そうすると、求人サイドが増えますよね。

他方、学生には、そういう可能性がある。これがうまく回っていくと、人数のことはあまり気にしなくてもいいのではないかという社会になると。社会というか、制度になるような気がします。

(宮崎会長)

3年間一生懸命法律の勉強をして、ちょっと条文覚えるのは苦手だけれど、人の顔を覚えるのは上手だというような人、政策秘書に向いているのかもしれないね。

(中川委員)

それで結構、企業とか、自分で事業をやって失敗したとか、そういう社会経験が豊かな方が法科大学院に結構いるのです。これはトップの学校にはいないです。でも、そういう人が本当にいます。こういう人たちは、もう頭は堅くなっていますから、試験には不向きですよ。けれども、世慣れていきますから、いわゆる相当の常識とか、しっかりした考え方できる人がいるんです。これがちょっと法律の勉強をすると、かなり強いです。

(宮崎会長)

いろいろ批判があるんですけど、そういう意味で、法律以外の分野から層をなして、法科大学院に来ているということは今確かなんですよね。ニーズが減ってきているんですけども、これが何か一つ新しい流れになってくれると嬉しいですね。

(中川委員)

必ずしも、そういう人たちが法曹にならなくてもいいと思うんです。法的素養を備えて、世の中の役に立ってもらえばいいわけで、それぐらい大きく考えたほうがいいと思うんですがね。

(片山議長)

先ほどの国会議員の政策秘書ですけど、これは経済面で言いますと、隆々たる弁護士の皆さんと比較したら、それは全然比較になりませんが、最近、あまり所得が高くない若手の弁護士さんの情報が出ていますが、それよりはいいようです。

あと、アメリカのロースクールを出た人が、アメリカの国会議員の、日本でいう政策秘書なんかになるのです。ですから、日本でもそういうことがあったらいいと思います。

最近の動きで言いますと、東京都が都議会議員のサポート体制を強化しようという話がありまして、そのモデルがソウル市なんです。ソウル市なんかは、個室を付けて、それで政策スタッフを置こうという、そういう取り組みが今行われているのです。それが実施されまると、たぶん東京都でも真似をしたいと思います。そうすると、都議会議員にも、そういう政策スタッフ的なものが、国会議員と同じように張り付くという時代が、多分来るのだろうと思うんですね。

そうすると、東京都がやれば、横浜市がやり、大阪市がやり、名古屋市もやるということになりますから、大都市ではそういう意味で、政策法務スタッフの需要がこれから急拡大するだろうと思います。そういうところで、法科大学院の学生が、インターンシップをやられるといいなと思います。

(丸島事務総長)

各自治体でも、拡大してきているという。

(片山議長)

そうです。もう法的には、地方の分権推進法が2000年に効力を発してから、自治体で

は独自立法の余地が大幅に増えましたので、政策法務へのニーズも潜在的には拡大しているんです。ところが、ほとんどの自治体が従来どおりの運用をしているので、需要が顕在化しないんですね。今後、議会の議員の意識と力量が変われば、急拡大しますね。

あと、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。武井副会長の説明をお聞きしたうえで、皆さん方の意見を出していただきました。参考になるところを参考にさせていただければと思います。

議題 第 23 回市民会議日程について

(片山議長)

では次に、次回の第 23 回市民会議の日程について、決定したいと思います。今回は、事前にそれぞれの皆さんのご都合を照会いたしましたが、現段階では、7月9日が多くの皆さんの参加が可能になっておりますので、この日に開催したいと思います。ご都合の悪い方には大変恐縮ですけれども、一番多い日を選ばせていただきました。時間は、15時から17時、3時から5時までということですので、ご予定をいただければと思います。

それでは、その他、何かありますでしょうか。

(宮崎会長)

テーマは決まっていないですね。

(片山議長)

テーマはまだです。

(伊東事務次長)

先ほど片山議長とお話をしたときに、裁判員制度の実施状況を見て議論をするということになるかという話がありましたが、7月だと、まだちょっと実施例がないかなと思うのですが、これを例えば9月とかにずらすと議論ができるかと思うのですが。

(宮崎会長)

裁判員裁判の進行状況を見て、どんな問題があるか、課題が起きてきているかというのは、おそらく9月以降ですね。7月はおそらく、第1件目の公判が入ったというような、裁判員が選ばれるかどうか、呼び出しがあったかどうかというところぐらいかと思います。今逮捕されている人で、5月21日に起訴で、第1号が出て、そんなにものすごく争いがない事件で、公判前整理を3回ぐらいして、期日の状況を決めてとやると、大体公判はおそらく7月、早くて6月公判かなとは思っています。指定するのが、期日がおそらく7月になるのではないかと。

(丸島事務総長)

お盆前になるかどうかということですね。

(宮崎会長)

おそらく、7月のテーマにさせていただいたら、このときまでにいろいろ起っている課題

については、若干のご報告ができると思います。しかし、おそらくは、議論をしようと思えば、9月以降、10月とか、その頃がいいかもしれません。それはだから第何回目かのことになるかもしれません。

(伊東事務次長)

今回は、一応7月9日に決めさせていただいて、裁判員のことについては、さらにまた次のときに。7月の時点で議論できる材料があればやるということで。

(片山議長)

多分、それは統計的ではなくて、見聞きしたこととかですね。そういうレベルですね。

(宮崎会長)

おそらくこのときには、呼び出したけれど何人ぐらい来ているとか、来ていないとか、こういう議論ぐらいができるかどうかですね。しかも、それも1件目か2件目、3件目ぐらいでは、こんな状況だというご報告になると思います。

(伊東事務次長)

また、その辺は近づいてきたところは、状況次第でご相談をさせていただきたいと思います。

(片山議長)

ということで、7月9日の3時からということで予定をしておいてください。

議題 その他

(片山議長)

その他、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

7. 閉会

(片山議長)

それでは、今日予定しておりました審議をすべて終えたこととなりますので、これで会議を終了したいと思います。皆さまのご協力、ありがとうございました。(了)